

交通事故の点数

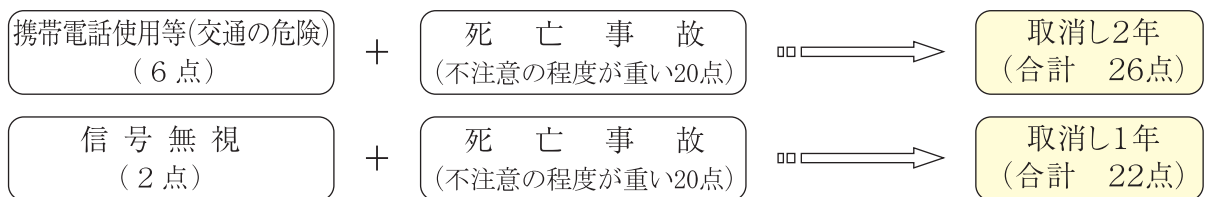
交通事故を起こすと、事故原因に応じて、まず、基礎点数（信号無視など交通違反に付する点数）が付され、さらに事故当事者の不注意の程度の軽重や被害の大小に応じて、**(表2)**の点数が付加えられます。

(表2) (付加点数)

交通事故の種別（被害の大小）		不注意の軽重	事故の付加点
死亡事故		不注意の程度が重いとき	20
		不注意の程度が軽いとき	13
傷害の程度	3か月以上又は身体の障害が残ったとき	不注意の程度が重いとき	13
		不注意の程度が軽いとき	9
	30日以上3か月未満	不注意の程度が重いとき	9
		不注意の程度が軽いとき	6
	15日以上30日未満	不注意の程度が重いとき	6
		不注意の程度が軽いとき	4
	15日未満・建造物損壊事故	不注意の程度が重いとき	3
		不注意の程度が軽いとき	2

- 「不注意の程度が重い」とは、事故の原因がもっぱら加害者側の不注意によるとき
- 「不注意の程度が軽い」とは、上記以外るとき
- 「傷害の程度」とは、治療を要する期間（医師の診断によるもの）
（負傷者が複数のときは、傷害の程度が最も重いものを計算します。）

(例) 一方的な不注意によって死亡事故を起こした場合



- **特定違反行為の運転殺人等・運転傷害等及び危険運転致死傷等については、交通事故の付加点数は合算されません。**

ひき逃げや当て逃げの点数

交通事故を起こした者が負傷者の救護など必要な措置をしなかった場合は、交通事故の点数のほかに、さらに **(表3)** の点数が加算され、救護義務違反を伴う場合は、直ちに3年以上の取消し点数に達することとなります。

(表3)

違反の種別	点数
死傷事故の場合の救護義務違反（ひき逃げ）	35点（基礎点数）
物損事故の場合の危険防止等措置義務違反（当て逃げ）	5点（付加点数）

